

ニュージーランドの付加価値税制

前回のコラムでは、諸外国の軽減税率制度について紹介をしました。EU及びOECD各国は、標準税率が高く、ほとんどの国が軽減税率等を設定しているため複雑な税制となっています。

これに対して、単一税率を採用している国(*1)は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、メキシコ等があり、いずれの国も比較的低い標準税率で、多くの国で非課税の範囲が広く、税制が簡単とされています。

この中において、ニュージーランドは、世界的にも最も簡素な税制とされています。

ニュージーランドの付加価値税制はGST (Goods and Services Tax) と呼ばれ、原則的に年間の総収入額が60,000ドル(*2)以上であれば納税義務者となり、何度かの増税を経て、現在ほとんどすべての経済取引に15%の単一税率が適用されています。また、インボイス制度がとりいれられており、取引のうち、利息等の金融サービス、寄付、住宅家賃、罰金は課税除外取引とされ、ゼロ税率の適用されるものに輸出、企業の売買、土地の売買があります。日本のような軽減税率の適用や簡易課税制度はありません。簡素な税制とされていますが、特定の取引につき調整項目があり、それは少し複雑かと思われます。

付加価値税の導入、増税に付随する逆進性の緩和についてニュージーランドでは、社会保障給付(年金、失業手当、疾病手当、障害者手当、介護手当、学生手当など)並びに税額控除制度の充実拡大が行われています。後者の家族支援を目的とする税額控除制度としては、家族税額控除

(Family Tax Credit)、最低家族税額控除(Minimum Families Tax Credit)、就労税額控除(In-work Tax Credit)、新生児税額控除(Parental Tax Credit, Best Start Tax Credit)などの給付つき税額控除制度(Working for Families Tax Credit (WfFTC))があります。

余談ですが特例の一つに、ホテルの利用にかかるGSTで、28泊以後は、宿泊料の60%のみへの課税に減額される制度(Four weeks rule)があります。ニュージーランドが観光立国に注力する現れでしょうか。

(国際特別委員 田中久義)

注記

*1 ここでは、ゼロ税率については、結果的に免税と同じと考え、それを複数税率としてはカウントしていません。

*2 ニュージーランドドル 1ドル=70.69円
(2020年2月15日現在)

参考文献

1. 「GST guide」, IR375, September 2019, Inland Revenue, New Zealand
2. 「Smart business」, IR320, April 2019, Inland Revenue, New Zealand
3. 「ニュージーランドの資本所得課税改革」、Discussion Paper Series No.182、中央大学、篠原正博、2012年5月
4. 「消費税の複数税率化を巡る諸問題」、税務大学校論叢42号、望月俊浩、平成15年6月30日